

特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は輪島市（以下「甲」とする。）が発注する「令和8年度 市道みなと1号線 測量業務」に適用する。

なお、本業務の受注者（以下「乙」は、本仕様書及び「測量業務共通仕様書（石川県土木部）」に基づき業務を履行するものとする。

第2条 履行機関

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月29日までとする。

第3条 業務目的

本業務は、輪島市河井町地内において道路改築工事のための測量資料の目的とする。

第4条 業務の範囲

輪島市河井町 地内

第5条 業務計画書

本業務を実施するにあたっては、委託契約締結後、速やかに設計書及び本仕様書に基づいた業務計画書を作成・提出し、調査職員の承認を受けるものとする。なお、業務計画書は、下記の各号に掲げる事項を明記したものとする。

- ・業務工程計画
- ・業務組織計画
- ・その他必要と認められる事項

第6条 中立性の保持

乙は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するようつとめなければならない。

第7条 業務内容

1. 基準点測量

- ・3級基準点測量 N=3点
- ・4級基準点測量 N=10点

2. 路線測量

- ・作業計画 N=1業務
- ・現地踏査 L=0.260km
- ・中心線測量 L=0.260km
- ・縦断測量 L=0.260km
- ・横断測量 L=0.260km

3. 現地測量

- ・現地測量 N=1業務

第8条 打ち合わせ等

打合せ協議は、業務の着手前、中間時、成果物納入時の3回以上行い、円滑な業務の実施を図るものとする。また、乙は打合せ協議終了後、速やかにその結果を整理し、打合せ記録簿を提出するものとする。

第9条 業務留意

本業務に必要な調査および現地踏査を実施する場合は、事前に調査職員に連絡し現地に立ち入るものとする。作業等を行う段階では、受注者が近隣住民への事前周知連絡を行うこと。

第10条 機密の保持

乙は業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第11条 成果品

本業務により提出する成果品は、次のとおりとする。

報告書 (A4)	N=1 部
電子データ	N=1 式

第12条 成果品の帰属

成果品は全て甲の所有とする。また、乙が資料を公表、借用及び使用する場合は、その都度甲の承認を受けるものとする。

第13条 業務の瑕疵

乙は、委託業務が完了し成果品引渡し後といえども、成果品に瑕疵等が認められた場合には、速やかに乙の責任において修正提出しなければならない。

第14条 疑義

この仕様書に明記していない事項または疑義が生じた事項、本仕様書の変更を要する場合は、甲乙の協議によりこれを定めるものとする。